

令和3年三重県議会定例会
総務地域連携デジタル社会推進常任委員会説明資料
目 次

◎議案補充説明

- | | |
|------------------------|---|
| 1 議案第101号
財産の処分について | 1 |
|------------------------|---|

◎所管事項

- | | |
|------------------------------------|-------|
| 1 「令和3年版成果レポート（案）」について | （別冊1） |
| 2 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組について | 3 |
| 3 三重とこわか国体・三重とこわか大会開催に向けた直前の取組について | 19 |
| 4 南部地域の活性化に向けた取組について | 23 |
| 5 新過疎法施行に伴う過疎地域持続的発展方針及び計画の策定について | 31 |
| 6 審議会等の審議状況について（報告） | 37 |

○別冊資料

- （別冊1） 令和3年版成果レポート（案）【地域連携部抜粋版】
（別冊2） 三重とこわか国体・三重とこわか大会 新型コロナウイルス感染防止対策
基本方針
（別冊3） 三重県過疎地域持続的発展方針（案）

令和3年6月21日

地域連携部

(議案補充説明)

1 議案第101号 財産の処分について

1 木曽岬新輪工業団地の処分について

木曽岬干拓地は、平成12年度に国から買い受けた土地です。

このうち、伊勢湾岸自動車道以北の一部を、木曽岬干拓地工業用地（現木曽岬新輪工業団地）第2期分譲として、令和2年5月12日から分譲しており、希望する企業に売り払うものです。

2 売払いの状況

令和2年11月24日に分譲の申し込みがあり、令和3年4月9日に、大隅株式会社（代表取締役 池之上勝哉）と6億1,701万2,000円で仮契約を締結しています。

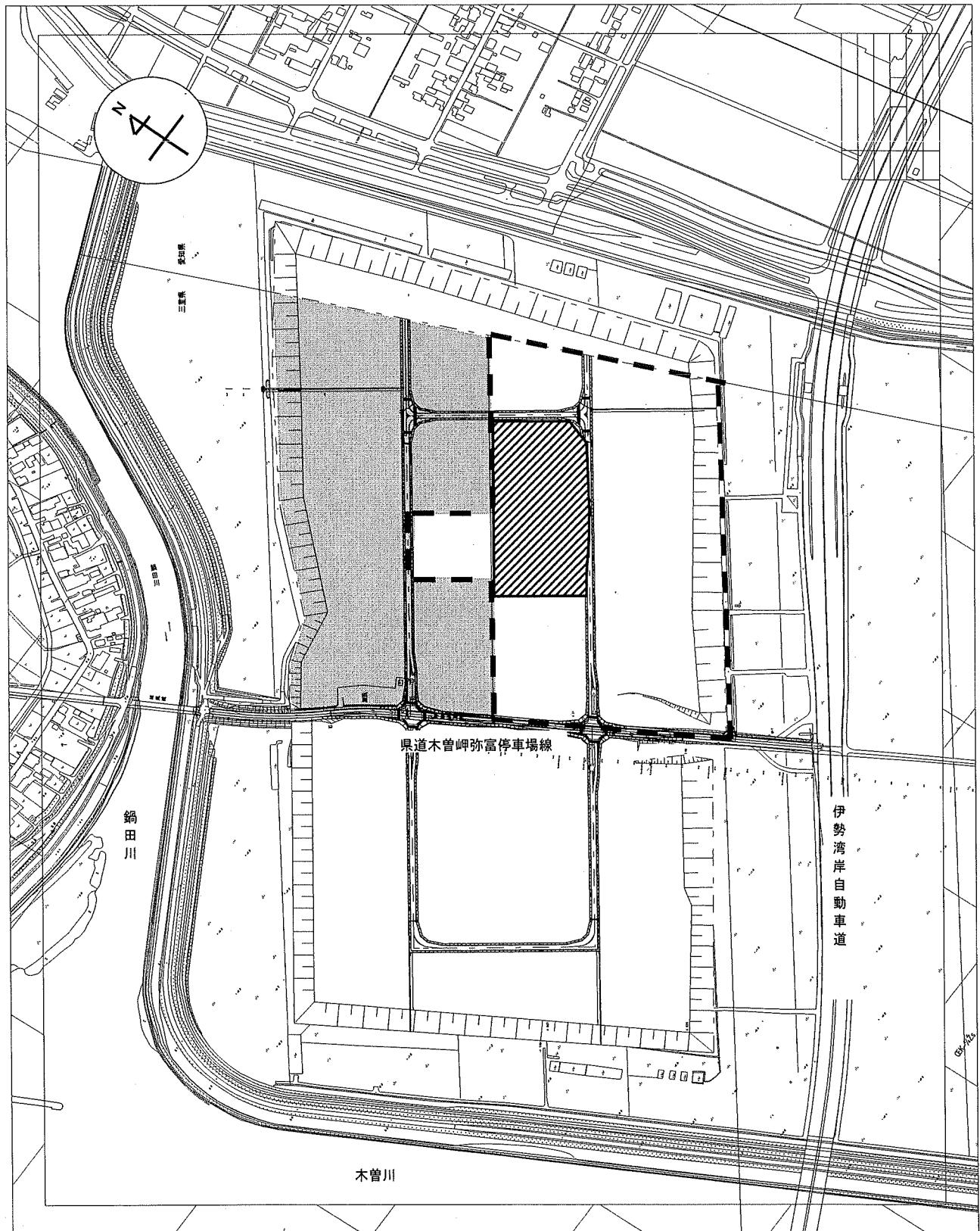
(参考) 契約金額

分譲面積	基準地単価	区域別相対価格比指数	売却規模別相対価格比指数	
28,046 m ²	× 22,000 円	× 100%	× 100%	= 617,012,000 円

位置図

分譲位置： 斜線部分
分譲面積： 28,046 m²

□――1 木曽岬干拓地工業用地
(現木曽岬新輪工業団地)
第2期分譲地



2 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組について

1 「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」について【参照：別紙1】

平成20年5月に制定された「三重県地域づくり推進条例」（以下「条例」という。）第4条において、「県は、地域づくりが円滑かつ効果的に行われるよう必要な仕組みを構築し、機能させるものとする。」と県の役割が規定されています。

このため、県では、条例に規定された県の役割を実現するため、平成21年2月に「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」（以下「協議会」という。）を市長会、町村会との共管で設立し、連携・協働して地域づくりに向けた取組を進めています。

2 令和2年度の実施状況報告について【参照：別紙2】

協議会の令和2年度における取組概要については、別紙2のとおりです。

なお、9月には、条例第5条の規定に基づき「地域づくり実施状況報告書」として取りまとめて県議会に報告するとともに、県ホームページで公表します。

3 令和3年度の取組について

（1）全県会議

全県的な課題をテーマとする検討会議として次の会議を設置し、課題の解決に向けた検討を行います。

①持続可能な地域コミュニティづくり推進検討会議【継続】

令和2年度の同検討会議における情報共有や意見交換がきっかけとなり、各市町の担当者の任意の勉強会が開催されるなど、参加者間のネットワーク強化が図られました。令和3年度においても、引き続き検討会議を設置し、県と各市町の情報共有や職員の知識・スキルの向上を図るとともに、若者の力を地域コミュニティの活性化に生かす取組等について、各市町との情報共有や意見交換を通して、検討を進めます。

②市町と県との連携検討会議【新規】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大や少子高齢化の進展など、社会のあり方や仕事の進め方が大きく変わっていく中で、県から市町への権限移譲、市町間での業務の連携及び移住に関する市町と県との連携のあり方などについて、市町とともに検討を進めます。

（2）地域会議

知事と市町長が、市町の具体的な課題について共通認識の醸成と課題の解決に向けてオープンな場で議論する「1対1対談」を、6月から1月頃にかけて開催するほか、複数の市町が関係する地域共通の課題について議論が必要な場合には、知事と関係市町長による「サミット会議」を開催します。

また、個別の地域課題ごとに「検討会議」を設置し、地域課題の解決に向けた具体的な取組について検討します。【参照：別紙3】

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の仕組み

全県会議

総会

- 全県的な課題について意見交換
 - 連携・協働、役割分担のあり方の対応策の承認
 - 検討会議等での検討指示
- 構成：市町長
市長会会長、町村会会长
知事、副知事
危機管理統括監
各部局長等
地域防災総合事務所長・
地域活性化局長

報告

指示

調整会議

- 地域づくりに関する各種協議
 - 検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整
- 構成：市町企画担当課長
県各部局主管課長
地域防災総合事務所・地域活性化局担当室長

報告

指示

検討会議

- 全県的な課題に関する取組
- 構成：市町関係課
県関係課等

地域会議

1対1対談

- 市町固有の具体的課題を議論
 - 課題等の共通認識の醸成と解決を導くための協議
- 構成：市町長、知事

サミット会議

- 地域共通の課題を議論
 - 地域課題の共通認識の醸成と地域における連携・協働に向けた協議
- 構成：関係市町長、知事、地域連携部長、南部地域活性化局長、関係部局長、地域防災総合事務所長・地域活性化局長

調整会議

- 地域防災総合事務所・地域活性化局単位等での地域づくりに関する各種協議
 - 検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整
- 構成：市町関係部課長
地域防災総合事務所長・地域活性化局長
地域防災総合事務所・地域活性化局担当室長

報告

指示

検討会議

- 桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀の6地域防災総合事務所、南勢志摩、紀北、紀南の3地域活性化局における地域課題への取組
- 構成：関係市町関係課、関係地域防災総合事務所・地域活性化局担当室、関係県地域機関等

事務局：県・市長会・町村会

「三重県地域づくり推進条例」第5条の規定に基づく地域づくり実施状況報告
令和2年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」の取組概要

1 全県会議

(1) 全県会議【開催回数 計11回】

全県会議は、全県的な課題を協議・検討するため設置しています。

名称	役割と構成	開催状況等
総会	<ul style="list-style-type: none"> ◆全県的な課題について意見交換 ◆連携・協働、役割分担のあり方の対応策の承認 ◆検討会議等での検討指示 <p>【構成】市町長、市長会会長、町村会会長、知事、副知事、危機管理統括監、各部局長等、地域防災総合事務所長・地域活性化局長</p>	<p>1回</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆活動報告 ◆県からの報告事項 ◆意見交換 <ul style="list-style-type: none"> (1) 新型コロナウイルス感染症対策について (2) デジタル化の推進について
調整会議	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域づくりに関する各種協議 ◆検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整 <p>【構成】市町企画担当課長、県各部局主管課長、地域防災総合事務所・地域活性化局担当室長</p>	<p>2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆活動報告 ◆全県会議・検討会議の取組について ◆検討会議の設置 ◆県からの報告事項
検討会議	<ul style="list-style-type: none"> ◆全県的な課題に関する取組 <p>【構成】市町関係課、県関係課等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆L G B T 支援施策の連携検討会議（3回） ◆スマート自治体推進検討会議（3回） ◆持続可能な地域コミュニティづくり推進検討会議（2回）

(2) 検討会議【開催回数 3テーマ 計8回】

全県会議の各検討会議の主な取組成果は、以下のとおりです。

検討会議テーマ	主な取組成果
L G B T 支援施策の連携検討会議 (事務局：伊賀市人権政策課) (3回開催)	L G B T 等への支援施策に係る先進市町の取組について情報共有を行い、会議に参加した市町それぞれが今後の取組や課題について話し合うことができました。また、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」の制定に向けて、県内市町で情報共有し、意見交換を行うことができました。
スマート自治体推進検討会議 (事務局：総務部スマート改革推進課) (3回開催)	新型コロナウイルス感染拡大対策に伴い喫緊の課題となったテレワーク環境の整備について、導入事例の共有や、先進システムの技術紹介の機会を設けました。また、R P A やA I 、電子申請等のスマート化を支えるシステムについて、県と市町双方の取組状況や導入事例を共有し、先進技術の活用に係る知識を高めることができました。 会議後のアンケートでテレワークシステム、電子申請、R P A ・A I について検討が「かなり進んだ」「少し進んだ」と回答した市町は参加市町の86%である24市町であり、三重県全体でのスマート化を促進しました。
持続可能な地域コミュニティづくり推進連携検討会議 (事務局：地域連携部地域支援課) (2回開催)	県および各市町の担当者が、地域コミュニティの活性化に向けた課題や取組状況を共有し、住民の主体的な活動等を支援するための講演や意見交換を行った結果、担当者間のネットワーク強化が図られるとともに、住民支援に向けた各担当者の知識獲得やスキル向上につなげることができました。 また、検討会議において、県事業「地域コミュニティと若者をつなぐきっかけづくり事業」について報告を行い、市町との情報共有を行いながら、若者同士のネットワークづくりや地域での実践を行うことで、若者が地域づくりに携わるきっかけづくりを進めました。

2 地域会議 【開催回数 計 98 回】

地域会議は、地域防災総合事務所・地域活性化局を単位として市町の地域づくりに関する課題等を協議・検討するために設置しています。

名 称	役割と構成
1対1対談 (1対1対談形式) 【開催回数 24回】	◆市町固有の具体的課題を議論 ◆課題等の共通認識の醸成と解決を導くための協議 【構成】市町長、知事
サミット会議 (地域別集団形式) 【開催回数 0回】	(必要な場合に開催) ◆地域共通の課題を議論 ◆地域課題の共通認識の醸成と地域における連携・協働に向けた協議 【構成】関係市町長、知事、地域連携部長、南部地域活性化局長、 関係部局長、地域防災総合事務所長・地域活性化局長
調整会議 【開催回数 18回】	◆地域防災総合事務所・地域活性化局単位等での地域づくりに関する各種協議 ◆検討会議の設置決定、協議内容に係る意見調整 【構成】市町関係部課長、地域防災総合事務所長・地域活性化局長、地域防災総合事務所・地域活性化局担当室長
検討会議 【開催回数 56回】	◆桑名、四日市、鈴鹿、津、松阪、伊賀の6地域防災総合事務所、南勢志摩、紀北、紀南の3地域活性化局における地域課題への取組 【構成】関係市町関係課、関係地域防災総合事務所・地域活性化局担当室、 関係県地域機関等

地域会議の開催状況

地 域 機 関 名	1 対 1 対 談	サ ミ ッ ト 会 議	調整 会 議	検 討 会 議
桑 名	2回	—	2回	◆災害時の広域連携について：2回 ◆外国人住民との共生社会実現について：4回
四 日 市	4回	—	2回	◆災害時の広域連携について：3回 ◆広域的な公共交通について：2回
鈴 鹿	1回	—	2回	◆鈴鹿亀山地域における移住・定住促進について：4回 ◆鈴鹿亀山地域の防災・減災対策について：3回
津	0回	—	1回	◆森林セラピー基地等をいかした地域づくりについて：2回 ◆シティプロモーション事業における市と県の連携促進について：2回
松 阪	4回	—	2回	◆松阪地域全体で取り組むべき防災対策とその連携について：4回 ◆次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について：3回

地域 機関名	1対1 対談	サミット 会議	調整 会議	検討会議
伊賀	1回	—	3回	◆適切な災害対応のための市の取組の強化および市と県の連携強化について：3回 ◆地域活性化に向けた県と市の若手職員による共同研究について：4回
南勢 志摩	7回	—	2回	◆南勢志摩地域におけるテレワークの推進について：6回 ◆発災時の物資調達に関するシミュレーションについて：3回
紀北	2回	—	2回	◆紀北地域の移住促進について：2回 ◆災害時の情報通信に係る連携について：2回
紀南	3回	—	2回	◆避難所の運営について：3回 ◆若者の定住促進について：4回
開催 回数計	24回	—	18回	56回
				計 98回

<1対1対談>【開催回数 計 24回】

対等なパートナーシップの関係にある県と市町が、市町の具体的な課題について、知事と市町長がオープンな場で議論し、共通した認識の醸成と課題の解決に向け1歩でも前に進めることを目的として開催しました。

開催日	市町名	対談項目
6月29日	大台町	①ワーケーションの推進について ②清流宮川の流量回復について ③地域林業の発展と持続可能な森づくりに向けた支援について ④経営条件不利地域における水道事業体への財政支援について ⑤昂学園高等学校の魅力化について
7月1日	紀宝町	①新宮紀宝道路の早期完成（高規格幹線道路網の整備促進）及び県道小船紀宝線の整備について ②新型コロナウイルス感染症対策について ③熊野川の濁水対策について
7月7日	南伊勢町	①ICTの活用による社会変革の推進について ②養殖マダイ消費拡大支援について ③地域を支える介護・福祉人材確保・定着対策の更なる充実について ④柑橘生産団地の整備と協業化について
7月14日	四日市市	①三重県が主体となった#7119（救急安心センター事業）の導入について ②教育のICT化について
7月17日	志摩市	①新型コロナウイルス感染症を受けての経済対策について ②太平洋・島サミットに向けた取り組みについて ③一般国道167号線磯部バイパスの整備と主要地方道浜島阿児線（塩屋）道路改築工事について

開催日	市町名	対談項目
7月28日	玉城町	①「ウィズ/アフターコロナ」のまちづくりについて
7月30日	尾鷲市	①おわせSEAモデル構想の実現について ②新型コロナウイルス感染症の影響に対する地域経済活性化に向けた支援について ③林業の活性化及び魚食普及に向けた取組支援について ④新型コロナウイルス感染症の第2波・第3波の対策に関する支援について ⑤尾鷲高等学校のプールの温水化に伴う尾鷲中学校水泳部のクラブ活動での使用について
7月30日	伊勢市	①保育士確保について ②観光需要の回復に向けた取り組みについて ③ICT活用推進について
8月6日	菰野町	①新型コロナウイルス感染症流行の第2波に備えて ②新型コロナウイルス感染症流行に伴う生活困窮者支援と事業者支援 ③教育内容の充実と教員の働き方改革実現のための人員
8月26日	桑名市	①企業誘致の推進について ②Withコロナ時代の行政におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進について
8月29日	松阪市	①三重県地域連携部南部地域活性化局との連携について ②コロナ後の世界について（東京一極集中の是正） ③「みえ松阪マラソン」への協力について
9月2日	鳥羽市	①新型コロナウイルス感染症について
9月9日	多気町	①多気町の高齢者福祉事業について ②多気町内の県道等の整備及び維持管理について ③農福連携事業への人材派遣等の支援について
9月15日	明和町	①斎宮跡への集客アップ施策への支援について ②スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）被害対策について ③保育料の保障について ④GIGAスクール推進に係る後年度の維持管理・更新等の支援について ⑤スマート自治体の推進について

開催日	市町名	対談項目
10月9日	朝日町	①防犯対策の強化について（警察施設の設置要望） ②コロナ禍における避難所対策について ③朝日町における水稻を中心とした農業への支援について
10月9日	木曽岬町	①鍋田川地震高潮対策事業について ②木曽岬・弥富停車場線道路改築事業について
10月12日	川越町	①高潮浸水想定区域図の公表による海岸堤防及び河川堤防の強化の取り組みについて ②広域避難に向けての体制づくりについて ③子ども医療費窓口負担無料の対象拡大と県内統一について ④がん検診受診率向上への取り組みについて
10月14日	亀山市	①新型コロナウイルス感染症の対策について ②オンライン学習における学習コンテンツの充実について ③リニア中央新幹線の全線開業に向けた取組について ④国道306号川崎庄内バイパス及び鈴鹿亀山道路の整備について
11月2日	御浜町	①七里御浜海岸の侵食対策について ②感染症指定病院である紀南病院への支援について ③みかん産地再生について
11月2日	紀北町	①県道長島港線の改良と長島港堤防の検証について ②熊野灘臨海公園の利活用について
11月9日	度会町	①行政手続きのデジタル化に向けて ②社会全体で進める森づくりについて ③県道伊勢南島線の雨量規制について ④大野木交差点の渋滞緩和対策について
11月19日	大紀町	①「人の命は何よりも大事 子供は町の宝 お年寄りは町の誇り」について
11月28日	名張市	①新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ流行に備えた体制整備 ②「ウィズコロナ」と「地方創生」新たな日常に対応した市民・経済活動への支援
2月2日	熊野市	①市町の行政運営における技術者不足問題への支援について ②集客の広域化について ③新型コロナウイルス感染症対策について

<サミット会議>

地域共通の課題について、知事と関係市町長とが共通した認識の醸成と地域における連携・協働に向けた協議を行い、住民サービスの向上や市町との連携の強化を図ることを目的として議論が必要な場合に開催していますが、令和2年度の開催実績はありませんでした。

<調整会議>【開催回数 計 18 回】

各地域防災総合事務所・地域活性化局において、検討会議の設置等について協議・調整を行うとともに、県・市町間で地域づくりに関する地域課題等についての情報共有を行いました。

<検討会議>【開催回数 18 テーマ 合計 56 回開催】

地域会議の各検討会議の主な取組成果は、以下のとおりです。

地域機関	検討会議テーマ	主な取組成果
	災害時の広域連携について (2回開催)	<p>「桑員地域広域避難タイムライン(案)」の各ステージを想定した図上訓練を行うことにより、その検証ができるとともに、避難市町、受入市町ごとの行動がより明確になりました。</p> <p>桑員地域の広域避難を実施するため取るべき行動を、時期・状況ごとに整理した「桑員地域広域避難タイムライン」を策定できました。</p>
桑名	外国住民との共生社会実現について (4回開催)	<p>令和元年(2019)12月末の桑員地域の外国人住民は、20歳から39歳までの年齢層が半数余を占め、国別では、ブラジルの1,917人に次いで、ベトナム人が1,850人と増加が顕著となっています。</p> <p>日本語能力が未熟な外国人住民にも安心して生活できる地域、多文化共生の取組から生まれる活力が、地域の産業振興や地域づくりに生かされている地域をめざして、外国人住民の情報共有および外国人住民との共生取組を推進するため、各種団体が連携する仕組みの提案や住民登録時等に情報提供サイト等の案内を充実するなどの提案をまとめることができました。</p>
四日市	災害時の広域連携について (3回開催)	<p>高潮被害が広範囲におよぶ状況を共有するとともに、市町の枠を超えた避難の実施に向け、各市町において課題を整理し、必要な取組を進めて行くことを確認しました。</p> <p>検討会議を通じて、各市町において「広域避難を呼びかける際の基準を明確にする必要性、職員の確保、住民への周知」等が共通の課題であり、さらに、他地域の事例も調べる必要があること等の確認ができました。</p>

地域機関	検討会議テーマ	主な取組成果
四日市	広域的な公共交通について (2回開催)	<p>これまで3か年の検討会議を通じて広域的な公共交通に関する他都市の事例研究、課題の共有等を行ってきました。</p> <p>四日市地域においては、各市町における公共交通の現状や課題が異なり、住民の移動手段の確保に対して、各市町がそれぞれ主体的に取り組んでいます。このため、令和2（2020）年度は主に各市町における取組について、情報共有を行うことで現状の把握と今後の公共交通施策の参考とすることができます。</p>
	鈴鹿亀山地域における移住・定住促進について (4回開催)	<p>各市における移住・定住促進にかかる取組について、県と両市にて情報を共有するとともに、空き家バンク制度の運用方法について意見交換会を開催することができました。空き家情報の登録内容やその提供方法など、各市の運用状況について情報交換を行い、具体的な事例や課題などについて話し合うことができました。</p> <p>亀山市の取組として、移住・定住促進、観光等の交流人口の増加をめざし作成した、市の紹介動画を収録したDVDを、県東京事務所内展示コーナーにて上映したほか、広報用ポスター やグッズなどを一緒に展示し、亀山市の魅力について広く県内外にPRすることができました。</p>
鈴鹿	鈴鹿亀山地域の防災・減災対策について (3回開催)	<p>情報伝達訓練と連動して実施した鈴鹿地方部図上訓練では、鈴鹿・亀山地域の警察・消防・防災担当・災害医療担当間で、防災情報システム、防災無線電話・FAX、EMIS(広域災害救急医療情報システム)等さまざまな手段により、情報のやり取りを行い、最後に県防災無線回線のTV会議システムを活用した地域の防災対策会議を開催し、今後のおおよその対応方針まで共有する、実践的な災害対応の確認ができました。</p> <p>アウトドア防災ガイド「あんどうりす氏」の講演は、女性や子どもの視点に立ったアウトドアのノウハウを活用した、より実践的で、かつ、災害時にこそ力を発揮できるように日頃から備えておくことの重要性も認識できる内容で、地域の「公助」を支える県や市町職員一人ひとりの「自助」意識を高めることができました。</p> <p>大規模災害時においては、一時期に大量の救援物資が運び込まれることにより、地域の災害物流の混乱が予想されることから、このような状況に対し、地域全体で取り組むため、地域の物資拠点となる「中勢拠点」の施設・資機材、備蓄物資や拠点運用方法を実地で確認し、課題解決の一助となるフォークリフト、ハンドパレットトラック等の荷役機械の取り扱いについて訓練を通して習熟するとともに、地域の災害物流の問題点を共有することができました。</p>

地域機関	検討会議テーマ	主な取組成果
津	森林セラピー基地等をいかした地域づくりについて (2回開催)	<p>新型コロナウイルス感染症が美杉地域活性化に与える影響や地域の実情について率直な意見交換を行えたことにより、コロナ禍においての方向性の共有ならびに課題等を把握することができました。</p> <p>コロナ禍におけるPR方法として、県津庁舎1階ロビーを活用し、ドローンを使用して撮影された美杉地域および森林セラピーウォーク動画の放映を行うことで、デジタルを駆使した新たな魅力の発信に取り組むことができました。</p> <p>令和2(2020)年度に県立白山高校が実施したJR名松線の魅力PR事業で作成されたポスターを活用し、県津庁舎1階ロビー・美杉地域情報発信コーナーの充実を図ることができました。また、津市美杉総合支所1階ロビーや県津庁舎6階スペースへ新たにポスターを展示することで、美杉の地域資源であるJR名松線の活性化を目的とした情報発信を行うことができました。</p>
	シティプロモーション事業における市と県の連携促進について (2回開催)	<p>シティプロモーション事業において市と県が効果的な連携を行うことで、円滑に事業を推進するため、課題等について密に情報共有し、解決に向けて取り組むことができました。</p> <p>市と県がそれぞれの立場でできることを整理し取り組むことで、映画「浅田家！」をきっかけとして、さまざまなアプローチ方法で津地域の魅力を発信することができました。</p> <p>コロナ禍において、シティプロモーション事業として実施したイベント等では、市内外で10か所以上・動員数は3万人以上となり、映画ロケ地等市内への来訪者も3~4倍に増加するなど、地域の活性化につながりました。</p>
松阪	松阪地域全体で取り組むべき防災対策とその連携について (4回開催)	<p>災害医療部門では、関係機関が合同でEMISを使用した情報伝達訓練を継続的に実施することで、入力操作の習熟度向上を図ることができました。</p> <p>研修等をとおして災害発生時の速やかな災害医療対策実施体制の構築に向けて、地域の医療関係機関等との連携強化の重要性に関して理解を深めることができました。</p> <p>救援物資・被災者支援部門では、新型コロナウイルス感染症対策のため、ホテル・旅館等を災害時の避難所として活用することに向けて、各市町の情報共有を図ることができました。</p> <p>各市町の避難所における現状の情報共有と避難行動要支援者対策・避難確保計画の策定や運用に向けて手法や課題等の意見交換を行うとともに、令和2(2020)年度の防災活動の実施状況等について情報共有を図ることができました。</p>

地域機関	検討会議テーマ	主な取組成果
松 阪	次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について (3回開催)	<p>次期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」について策定段階から情報共有を行うことにより、他市町のスケジュール管理や項目・内容・手法等を参考として、各市町が効率的・効果的に策定することができました。</p> <p>また、今後、国の交付金等を活用しながら、連携も視野に入れて、それぞれの戦略に基づいて地方創生に取り組むことができるようになりました。</p>
伊 賀	適切な災害対応のための市の取組の強化および市と県の連携強化について (3回開催)	<p>名張市、伊賀市の避難所における新型コロナウイルス感染症対策の取組状況や避難所開設訓練の実施状況について情報共有を行い、新型コロナウイルス感染症流行時における避難所開設に備えることができました。</p> <p>県・市・警察署それぞれの台風対応時の体制について情報共有ができ、今後のスムーズな災害情報収集につながる関係を構築できました。</p> <p>各種訓練等を通じ、システム等の操作習熟、救援物資活動のイメージを共有することができました。</p>
伊賀	地域活性化に向けた県と市の若手職員による共同研究について (4回開催)	<p>県伊賀庁舎、名張市及び伊賀市の若手職員グループによる研究活動を事務局として企画・運営することで、自治体間の連携の強化や、地域の課題解決のための政策形成能力・チームワーク等の向上につなげることができました。</p> <p>令和2(2020)年度の研究会議の運営上の成果と課題をふまえ、令和3年(2021)度の共同研究の実施計画案を作成することができました。</p>
南勢志摩	南勢志摩地域におけるテレワークの推進について (6回開催)	<p>市町職員のテレワーク導入や、民間企業の先進的DX事例の見学、テレワークとリンクした移住・定住策の展開や関係人口獲得などの多様な観点でセミナーや事例紹介、現地見学を行い、それに伴って活発な意見交換や情報交換が行えました。</p> <p>年度後半からは県や一部の市町においてテレワークの一種である「ワーケーション」への取組が進んできたこともあり、検討会議での議論から派生して、ワーケーション受入れ宿泊施設の見学会や、北勢地域の製造業企業を訪問しニーズヒアリング、関係機関を交えた情報交換会を行いました。</p>

地域機関	検討会議テーマ	主な取組成果
南勢志摩	発災時の物資調達に関するシミュレーションについて (3回開催)	<p>令和3年(2021)2月実施の三重県総合図上訓練における、市町からの「物資調達・輸送調整等支援システム」を使用した操作研修を検討会議の一環と位置付けて行いました。</p> <p>メーカーの協力のもと開催したパワーアシストツール活用検討会は全国的にも珍しいテーマの検討会であったためマスコミからの取材が多くありましたが、参加者からは、コストや通常の維持管理、操作方法の習得などに課題があるとの意見が多く、実際の救援物資業務等への導入にはつながりませんでした。</p> <p>この検討会議から派生して、市と県での広域防災拠点の共同運営の可能性等についての検討を行いました。また(公社)三重県トラック協会からアドバイザーを招き、南勢志摩地域活性化局の救援物資業務マニュアルのブラッシュアップを行いました。</p>
紀北	紀北地域の移住促進について (2回開催)	<p>各市町が取り組む移住・定住関係施策について情報共有が進みました。また、コロナ禍のなかで、大規模なイベントが開催できない状況のなかでも、移住スカウトサービスサイトやSNS等のインターネットを活用することで、地域の魅力を発信し、移住検討者に訴求を行うことが可能であることについて、共通認識を得ることができました。</p>
紀南	災害時の情報通信に係る連携について (2回開催)	<p>T V会議システムを利用して複数の機関が同時に情報共有をすることができ、スムーズな災害対応が可能になることを確認しました。訓練の成果としてT V会議システムのマニュアルを事前に直接配布し説明したことにより、当日はスムーズにT V会議システムを活用することができました。また11月に尾鷲市、紀北町と県の3者で物資拠点を確認したうえで、1月に県の紀北物資拠点から各市町への電話・FAXを活用した通信訓練を実施することができました。</p>
	避難所の運営について (3回開催)	<p>各市町の取組を情報共有し意見交換することで、避難所運営マニュアルの策定状況等を確認するとともに、ペット連れの避難者や性の多様性への配慮など新たな課題を認識することができ、今後の取組の参考となりました。特に、新型コロナウイルス感染症対策については、現状を把握することでスペースの確保、資機材の活用や訓練の実施について課題を抽出することができました。</p>

地域機関	検討会議テーマ	主な取組成果
紀 南	若者の定住促進について (4回開催)	<p>各市町の現状や移住者のニーズを把握することにより、移住についてより具体的なイメージを持つことができ、ライフプラン(※)作成に向けた基礎とすことができました。特に、大きな情勢の変化である新型コロナウイルス感染症の影響などについても把握することができました。</p> <p>また、ライフプラン作成に向け、生活に必要な支出項目の検討など、より具体的な内容について検討を始めることができました。</p> <p>※ライフプラン：実際に当地域に住むとなった際の生活を文章や数字の資料で示し、具体的に説明できるようにしたもの</p>

令和3年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」

地域会議 検討会議テーマ一覧

令和3年5月末現在

地域機関	テーマ
桑名	① 災害時の広域連携について【継続】 ② 関係人口の創出と活用方策について【新規】
四日市	① 災害時の広域連携について【継続】 ② 人権課題への取組について【新規】
鈴鹿	① 鈴鹿亀山地域における移住・定住促進について【継続】 ② 鈴鹿亀山地域の防災・減災対策について【継続】
津	① 森林セラピー基地等をいかした地域づくりについて【継続】 ② 農林水産業をいかした地域づくりについて【新規】
松阪	① 松阪地域全体で取り組むべき防災対策とその連携について【継続】 ② 管内市町のプロジェクトとその連携について【新規】
伊賀	① 適切な災害対応のための市の取組の強化および市と県の連携強化について【継続】 ② 地域活性化に向けた県と市の若手職員による共同研究について【継続】
南勢志摩	① 大規模災害時の県と市町間の情報伝達について【新規】 ② 脱炭素社会・循環型社会への対応について【新規】
紀北	① 紀北地域の移住促進について【継続】 ② 災害時の情報通信に係る連携について【継続】
紀南	① 若者の定住促進について【継続】 ② 避難所の運営について【継続】
計 18テーマ	

3 三重とこわか国体・三重とこわか大会開催に向けた直前の取組について

三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催まで3か月余りとなり、開催に向けた取組もいよいよ最終段階に入ります。依然、新型コロナウイルスの終息の見通しが立たない状況ですが、万全を期して取組を進め、両大会の成功につなげます。

1 両大会における新型コロナウイルス感染防止対策

(1) 感染防止対策基本方針（令和3年3月25日策定）

当該基本方針では、両大会全般にわたる新型コロナウイルス感染防止対策の全体像を示すとともに、県民の皆さんや県外から訪れる皆さんなどにお願いしたいことや、開催可否検討のための基本的な考え方を記載しています。

特に、開催可否検討のための基本的な考え方においては、いつ、どのような状況になれば、開催可否を検討するのか、そのスケジュールを含めた考え方をお示ししています。

また、開催可否については、基本方針に定めた検討スケジュールに基づき、定期的に報告することとしており、6月2日に5月末における状況について、開催可否に影響はないと判断している旨、お知らせしたところです。

引き続き、検討状況は、丁寧にお知らせし、分かりやすく説明することで、県民の皆さんのご理解をいただきながら、取組を進めます。

※別冊2「三重とこわか国体・三重とこわか大会 新型コロナウイルス感染防止対策基本方針」
参照

(2) 競技会における感染防止対策ガイドラインの改正

国体競技会における感染防止対策ガイドラインは、安全・安心な国体競技会の運営を図るため、令和2年11月に策定しました。

今回、日本スポーツ協会の「国民体育大会における新型コロナウイルス感染拡大防止に関する基本方針」等も参考にしながら、令和3年6月7日に「会場内における観客と選手の区画を区切るゾーニングを行うこと」、「競技や競技会場の特性上、動線分離が困難である等の状況が見込まれる場合に無観客とすることも妨げない」、「体調管理アプリ「GLOBAL SAFETY」による体調管理办法」等の規定を追加し、改正したところです。

今後も引き続き、日本スポーツ協会や中央競技団体のガイドライン等の改正状況をはじめ、東京2020大会など大規模スポーツイベントにおける新たな対策などについて情報収集を行い、適宜、ガイドラインの改正を行っていきます。

また、これらの改正内容並びに全国障害者スポーツ大会特有の事情も引き続き勘案しながら、三重とこわか大会のガイドラインについても、改正を検討しているところです。

(3) PCR検査受検の参加条件化

上述のとおり感染防止対策を講じているところですが、選手については、競技中、マスクを着用することができず、また、身体的接触を避けられない競技もあるなど、よりリスクが高い状況にあります。

選手の安全を守るため、また、三重県内及び選手等の帰県による各都道府県への感染拡大を防ぐため、参加前にPCR検査を受けていただくことを両大会の参加条件としたいと考えています。

対象者は、選手団（選手、監督等）と、競技会の運営上、感染症対策ができない状況で業務を行う審判等とし、検査時期は、原則、大会参加日（県外から来県する選手等は来県日）前72時間以内に検査を受けていただくこととします。

現在、主催者間で、検査の内容や受検方法、費用負担など、詳細について検討・調整中であり、可能な限り早期に日本スポーツ協会の国体委員会で決定いただけるよう取り組んでいきます。

なお、PCR検査の受検とあわせ、厳格に行動制限を行っていただくことで実効性を担保したいと考えており、今後、ガイドラインを改正し行動制限についても記載していきます。

2 両大会開催に向けた直前の取組

(1) 両大会の開・閉会式の準備と状況

両大会の開・閉会式は、選手団紹介や炬火点火、表彰などを行う「式典」と、さまざまなパフォーマンスにより三重県の魅力を発信しながら、選手の皆さんに応援の気持ちを贈る「式典演技」、映像やライブを織り交ぜた「各種プログラム」で構成しています。

選手や参加者の安全・安心を守りつつも、「三重の多様な魅力発信」、「県民力結集」を両立できる開・閉会式となるよう、本番に向け、映像プログラムの作成、表彰状授与の流れなど式典内容について詳細の検討を進めています。

特に、「式典演技」については、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、演技団体による練習会や撮影会を実施し、完成に向けて準備を進めています。

(2) 競技会の準備と状況

①三重とこわか国体

令和3年度は、リハーサル大会の開催を支援するとともに、一部のリハーサル大会が中止となったことを受けて、各競技団体が運営能力の習熟のため実施する、競技役員や競技補助員の実地研修などを支援しています。

会場地市町や競技団体に対して、ガイドライン改正に伴う説明会の開催やヒアリングなどにより、丁寧に相談対応しているところです。また、競技役員・競技補助員については、会場地市町から高等学校等へ、6月末頃には協力依頼、8月上旬頃には委嘱が実施される予定となっています。

今後も引き続き、市町や競技団体とともにリハーサル大会の検証などにより、安全・安心な競技会の開催に向けて準備を進めています。

②三重とこわか大会

新型コロナウイルスの影響によりすべてのリハーサル大会が中止となり、運営能力習熟の機会が失われたことから、リハーサル大会の代替として、既存大会の活用や会場地での実務研修の実施などにより運営方法・動線の確認等を行い、本大会に向けて準備を進めています。

(3) 選手選考

①三重とこわか国体

国体に向けた都道府県予選やブロック予選については、緊急事態宣言対象地域を中心に、延期・中止となった競技があるものの、概ね予定どおり開催されており、今後、7月から8月にかけて各地区でブロック予選が開催され、選手選考が進められています。

国体に出場するチームみえについて、個人競技は、4月から8月上旬に開催される予選会の結果などによって、また、団体競技は、6月から7月末にかけて開催される選考会などを経て、それぞれ決定されます。8月には選手やチームが確定し、8月26日に三重県選手団結団壮行式を開催する予定です。

②三重とこわか大会

大会に向けた選手選考については、個人競技は、各都道府県・指定都市において、選手の過去の実績等により決定されています。また、団体競技は、全国6つのブロックにおける予選会で代表チームが選考されるとともに、予選会が中止となったブロックについては、抽選による選考が実施されています。

また、三重県選手団については、個人競技の選手は既に決定され、団体競技のチームはシード出場が決まっており、10月22日に三重県選手団結団壮行式・激励会を開催する予定です。

(4) 両大会を盛り上げ、選手を応援する機運の醸成

東京2020大会の開催でスポーツへの関心が高まる、7月から8月にかけて、「三重とこわか国体開催70日前・三重とこわか大会開催100日前イベント」(7月17日)や「みえのスポーツフォーラム」(8月中旬)を開催し、両大会開催直前の盛り上がりへつなげます。

「三重とこわか国体開催70日前・三重とこわか大会開催100日前イベント」では、オリンピック出場経験がある、三重県ゆかりの選手によるステージイベントのほか、とこわかダンスのダンスコンテストなどを予定しています。

また、現在、Twitterにおける「1日1選手紹介」やテレビ・ラジオにより、両大会の情報発信や出場が見込まれる選手を紹介しています。

今後は、広報誌、テレビ特別番組、新聞特集記事などにも取り組み、両大会にかける選手の想いに心から共感し、応援したいという機運醸成を図るとともに、両大会における感染防止対策についても紹介し、両大会開催に対する県民の皆さんのお不安解消につなげていきます。

【今後の主なスケジュール】

項目	6月	7月	8月	9月	10月
全体	三重どこわか国体  <small>第76回国民体育大会 2021年9月25日(土)~10月5日(火)</small> <ul style="list-style-type: none"> ●式典準備、炬火イベント（4月～8月） ●都道府県予選、ブロック予選（5月～8月） ●8/26三重県選手団結団壮行式 8月下旬～9月上旬 プログラム編成● ※組み合わせ決定 【競技別リハーサル大会】 <ul style="list-style-type: none"> ●6/12、13ボート（大台町） ●6/19、20ボクシング（志摩市） ●7/25水泳（OWS）（尾鷲市） ●9/4、5陸上競技（伊勢市） ●デモンストレーションスポーツ（4月～11月） ●7月下旬～8月上旬 ボランティア配置計画 		《国体会期》 <ul style="list-style-type: none"> ◎9/25国体総合開会式 ●9/23国体開会式総合リハーサル ◎10/5国体総閉会式 ●9/25国体競技会（～10/4） 		
	三重どこわか大会  <small>第21回全国障害者スポーツ大会 2021年10月23日(土)~10月25日(月)</small> <ul style="list-style-type: none"> ●6/1選手参加申込み（～6/30） ●7月上旬 選手資格審査 ●7月下旬 プログラム編成 ※組み合わせ決定 8月下旬 選手への決定通知● ●7/29実行委員会総会 ●8/26日本スポーツ協会国体委員会 		《大会会期》 <ul style="list-style-type: none"> 10/23大会開会式◎ ●競技別リハーサル大会代替研修（7月中旬～10月） 10/21大会開会式総合リハーサル● 10/25大会閉会式◎ 10/23大会競技会（～10/25）● オープン競技（10/16、17、24）● 10/22三重県選手団結団壮行式、激励会● 		
情報発信		<ul style="list-style-type: none"> ◎7/17 国体開催70日前、大会開催100日前イベント ◎8月中旬 みえのスポーツフォーラム ●9/25「国体チャンネル」（～10/5） ※会期後はアーカイブ視聴可 ●両大会会期中 競技結果報告番組（テレビ） ●8月下旬 「観戦ガイドブック」 ●8月下旬 広報誌「未来に響け！」 ●8月下旬 「チームみえ選手名鑑」（国体） 10月上旬 「三重県選手団選手名鑑」（大会）● ●「1日1選手紹介」（Twitter）（3月～10月） ●「未来に響け！とこわかアスリート」（三重テレビ）（4月～9月） ●「未来に響け！」（FM三重）（4月～10月） 		<ul style="list-style-type: none"> 大会競技配信◎ ●9月中旬 開催直前特別番組（テレビ） ●9月中旬 開催直前特集（新聞） 	
東京2020大会	<ul style="list-style-type: none"> ●オリンピック聖火リレー（3/25～7/23） ●7/23東京2020オリンピック（～8/8） ●8/12パラリンピック聖火リレー（～8/24） 8/15パラリンピック聖火フェスティバル● ●8/24東京2020パラリンピック（～9/5） 				

4 南部地域の活性化に向けた取組について

1 南部地域体験教育旅行促進事業費補助金について

(1) 概要

南部地域体験教育旅行促進事業費補助金は、①新型コロナウイルス感染症の影響で教育旅行の実施が難しい中、児童生徒たちに、より安全な県内で学びや思い出づくりの機会を持ってほしいこと、②県南部地域は、多様で豊かな自然や歴史、文化を有しており、その魅力をより多くの県内の児童生徒に認識していただきたいこと、③宿泊・観光業や土産物販売業など、新型コロナウイルス感染症により影響を大きく受けている地域経済の回復の一助となることから、南部地域が教育旅行の行先として選ばれるよう、令和2年度から引き続き実施しています。令和2年度は、延べ410校(24,168人)に対し、総額89,219千円の補助金を交付しており、令和3年度は補助金として予算95,000千円を計上しています。

※南部地域において体験を取り入れた教育旅行を実施する県内学校を支援（児童生徒1人あたり、旅行先に応じて1,000円、1,500円、2,000円を補助。宿泊を伴う場合は3,000円を加算）

(2) 交付決定状況

今年度は、6月7日現在、延べ140校、13,069人分（総額42,482,500円）の交付決定を行いました。4月当初は、約8割が社会見学や遠足などの日帰り旅行でしたが、5、6月にかけて、修学旅行など宿泊を伴う旅行の割合が高くなっています。

新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い、東京や大阪、京都など9都道府県に緊急事態宣言が発令され、県内でも北勢地域や伊賀地域にまん延防止等重点措置が適用されていることから、春に予定していた教育旅行を秋以降に延期するなどにより、交付決定した140校のうち延べ16校と、交付決定前の延べ12校が一旦申請を取り下げています。

＜補助金交付決定状況＞ ※令和3年6月7日現在、下段()内は、宿泊加算有で内数

	延べ学校数(校)					人数 (人)	金額 (千円)
	小学	中学	高校	特支	計		
4月実施分	14 (0)	7 (3)	15 (4)		36 (7)	4,032 (997)	8,837.5 (4,490)
5月実施分	20 (11)	21 (15)	2 (0)	1 (1)	44 (27)	3,492 (2,117)	12,276.5 (9,966.5)
6月実施分	17 (13)	31 (27)	6 (5)	1 (1)	55 (46)	5,022 (4,254)	20,020.0 (19,262.5)
7月以降実施分	4 (2)	1 (0)			5 (2)	526 (203)	1,348.5 (913.5)
合計	55 (26)	60 (45)	23 (9)	2 (2)	140 (82)	13,072 (7,571)	42,482.5 (34,632.5)

また、教育旅行の行先を県外や県内の南部地域以外の地域から南部地域に、急遽変更する学校があったことから、南部地域への教育旅行を希望する学校に支援が行き渡るよう、このようなケースに限り、申請期限を旅行出発月の前月10日で締めることなく、旅行出発日の前日まで受付を行う運用をしています。

(3) 教育旅行の概況（6月7日現在）

① 形態別内訳

- ・宿泊加算のある旅行 延べ82校、7,571人分（全体の約6割）

〔体験場所〕伊勢志摩地域：約6割、東紀州地域：約1割、両地域：約3割

〔宿泊場所〕伊勢志摩地域：約8割、東紀州地域：約2割

- ・日帰りの旅行等 延べ58校、5,501人分（全体の約4割）

〔体験場所〕伊勢志摩地域：約6割、東紀州地域：約3割、両地域：約1割

② 体験内容

- ・語り部の案内による熊野古道の散策

- ・真珠養殖の歴史を学習したうえで珠を取り出し、アクセサリーを作成

- ・離島を散策し、離島の自然や生活、文化を体験

- ・尾鷲ヒノキを使った箸やバターナイフの製作

- ・シーカヤックやサップなどのウォーターアクティビティを体験

(4) 子どもたちや事業者の声（令和2年度実施のアンケートから）

① 子どもたち

- ・家族で行ったときは、また別の楽しみ方ができたり、すごく勉強になった。もっと、三重県について詳しく勉強したい。

- ・12年間三重県に住んでいるが、世界遺産が県内には熊野古道しかないことを初めて知った。大好きな三重県について詳しく知れてよかったです。

- ・海女さんの仕事は大昔からあったと聞き、すごいと思った。

- ・伊勢神宮の歴史や三重の郷土料理など三重の魅力を再発見できた。他県の人にも三重の魅力を堂々と答えられそうです。

② 宿泊・体験事業者

- ・子どもが来てくれることは嬉しい。子どものころに、特に北部の子が南部を知ることは有意義なことだ。

- ・県外の学校が来られない中、県内の学校が増えたのはありがたい。一部の学校には来年の予約をいただいた。

- ・現地で受入が困難な場合、スタッフが子どもたちの宿泊するホテルに出向いて講義したりするなど工夫した。

(5) 今後の取組

今後は、地域の魅力を再発見した児童生徒たちが、次のステップとして地域のファンとなって地域の課題に主体的に取り組み、さらには地域を活性化していく駆動力となるなど、未来を担う若者の育成、そして、地域の人口流出の抑制にもつなげていきたいと考えています。

2 東紀州地域への誘客活動等について

新型コロナウイルス感染症の影響が長引く中、県外や海外からの人の往来を伴う取組の実施が難しいことから、コロナ収束後に観光客に来てもらえるためのプロモーション動画制作等による情報発信、県内や近隣地域を主ターゲットにした誘客活動に取り組んでいきます。

また、若年層の流出や過疎・高齢化の進行が今後も懸念される中、地域の伝統・文化の担い手となる若い世代を対象にしたひとづくりを進めていきます。

(1) 熊野古道伊勢路プロモーション動画制作

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、近場への観光や自然・健康志向など旅行者の志向にも変化が見られ、豊かな自然体験を満喫したいという旅行者のニーズが色濃く見られる中、熊野古道への誘客のチャンスが高まっています。

この機を捉え、東紀州地域への来訪では、県全体に比べて少ない傾向がみられる「子ども連れの家族旅行」などの誘客を図るため、初めて来訪する方が持たれる不安感を解消しながら熊野古道を紹介するプロモーション動画を制作します。

①メインターゲット

熊野古道歩きに興味関心があるが、来訪に踏み出せない子ども連れの家族

②動画の概要

ア 初心者のための熊野古道歩き方紹介動画

インフルエンサーが、峠道へのアクセスや見どころ、古道歩きの注意点等の初心者が特に知りたい情報を交えて、気軽に体験できるウォーキングコースや脇道・寄り道スポットを紹介します。

イ 360 度動画

アで紹介するコースの道中やその周辺の絶景スポット等を 360 度動画で紹介します。

③対応言語：日本語及び英語

(2) 地域の誇り次世代継承プロジェクト事業

熊野古道や周辺地域の豊かな自然、歴史、文化等の価値を次世代に継承するため、次世代を担う若年層のひとづくりを進めていきます。

① ぱりすごい！世界遺産塾

地域のさまざまな達人を塾の講師やコーディネーターに迎え、地域に根付く産業や特産物、伝統などを東紀州地域の小中学生に体験してもらうイベントを開催します。

② ~知って、守って、つなぐ～「SDGs in 熊野古道」事業

東紀州地域の高校生を対象に、熊野古道の現地学習や清掃ボランティア活動への参加などの取組を行い、地域の魅力や価値への気づきや、保全に携わる方々の思いを知ってもらうことで、保全の大切さに対する意識の向上を図っていきます。

こうした取組を通して、次世代を担う若年層の地元への愛着心を育み、将来の地域の担い手として育っていくことで、ひいては「持続可能な」熊野古道につなげていきます。

(3) スペイン・バスク自治州との連携

令和元年11月にスペイン・バスク自治州と締結した「世界遺産の巡礼道を生かした協力・連携に関する覚書」に基づき、「サンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路・バスクの道」写真展を、令和2年度には県内外の3カ所（熊野古道センター、世界遺産熊野古道本宮館（和歌山県田辺市）、志摩スペイン村）で開催しました。

今年度は、百五銀行守山支店（愛知県名古屋市）で6月1日から7月30日、三重テラス（東京都中央区）で10月26日から11月2日に開催を予定しているほか、バスク自治州においても「熊野古道伊勢路」写真展開催に向けて準備が進められています。

また、新型コロナウイルス感染症収束後には両県の巡礼道関係者同士が交流を再開できるよう、オンラインなどの活用も含めて継続的に交流を続けていきます。

(4) 熊野古道センター

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年3月1日から31日まで、並びに4月11日から5月18日まで、熊野古道センターを休館し、5月19日の開館後も集客が見込まれるイベント開催の自粛や貸館の一部休止などにより、令和2年度の来場者数は前年度比24.5%減の97,160人となりました。

一方で、9月以降、県内小中学校を中心とするこれまで少なかった教育旅行等での来場が増加したことにより、これまで熊野古道を知らなかつた児童生徒が熊野古道の魅力等を学ぶ機会が増えました。

また、来場者の増加に対応して熊野古道のレクチャーや尾鷲ヒノキの箸づくり体験など、多人数の受入に対応できるノウハウを新たに構築しました。

なお、「三重県緊急警戒宣言」の発出や、「まん延防止等重点措置」の適用により、4月20日以降、集客イベントは中止・延期しています。

<参考：全体の来場者数>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和3年度	8,828	7,545											16,373
令和2年度	1,614	2,448	5,597	6,939	8,110	11,625	11,431	16,095	8,424	5,220	8,979	10,678	97,160
令和元年度	9,703	17,294	9,351	11,694	9,772	7,498	12,017	14,030	19,461	7,629	10,179	0	128,628
平成30年度	11,283	17,473	6,466	7,476	12,928	5,790	7,778	8,361	15,191	6,086	7,652	7,477	113,961

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている。

令和元年度は、熊野古道世界遺産登録15周年記念事業を実施。

<参考：教育旅行による来場者数>

令和2年度 87校、5,162人

※令和元年度以前はデータなし

南部地域へ体験教育旅行を実施する学校へ 児童・生徒一人当たり最大5000円を補助します！

令和3年度 新型コロナウイルス感染症対応として実施します

県内の学校が南部地域の豊かな自然や歴史文化を体験する教育旅行を実施する場合に、その費用を支援します。

なお、北中勢地域や伊賀地域を訪問する教育旅行については、本補助金とは別の支援制度（県内教育旅行促進支援事業（県観光局実施））があります。

【趣旨】

新型コロナウイルス感染症の状況から、令和3年度も南部地域への教育旅行の促進を図り、宿泊・観光業など、新型コロナウイルス感染症により影響を大きく受けている地域経済の回復を支援します。また、子どもたちの豊かな自然や歴史文化を有する南部地域への理解を促進します。

※南部地域：伊勢市、鳥羽市、志摩市、尾鷲市、熊野市、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町

※体験教育旅行：学校行事として企画し、本年度2月までに校外で実施する自然、歴史、文化等を体験する（に触れる）ことを目的とした修学旅行、社会見学、自然教室、遠足等

児童・生徒1人当たり1,000円～5,000円

※学校の所在地と体験教育旅行の実施先、宿泊の有無により変動します。

受付期間（必着）

【4月に出発する予定の体験教育旅行】

令和3年4月1日（木）～4月12日（月）17時

【5月以降に出発する予定の体験教育旅行】

令和3年4月1日（木）～出発日の前月10日17時

（10日が土曜・日曜・祝日にあたるときは、それらの日の翌日17時）

例）5月31日に出発する修学旅行の場合、4月12日（月）17時までに申請する必要があります。

申請はメール又は郵送のみ

データ集計のため、可能な限りメールでの申請にご協力ください。その際は、申請書をPDF化等せずに、エクセルファイル形式のまま送付ください。

※新型コロナウイルス感染防止の観点から持参による提出はお控えください。

1. 補助対象者

三重県内の小学校、中学校、義務教育学校（小中一貫）、高等学校、中等教育学校（中高一貫）、特別支援学校、高等専門学校です。

ただし、県立学校については、直接申請することができません。県立学校から旅行の企画依頼を受けた旅行業者から申請する必要があります。

2. 補助対象事業

三重県内の学校が学校行事として企画し、令和4年2月28日（月）までに校外で実施する遠足、社会見学、自然教室、修学旅行等で、南部地域を訪問先とし、南部地域の豊かな自然、歴史、文化等を体験する（に触れる）ことを目的とするもの（体験教育旅行）を対象とします。

複数回実施する場合は、それぞれ実施期間（旅行）ごとに申請が必要です。

※南部地域では、次のような体験メニューが提供されています。体験教育旅行の企画の参考としてください。

林業体験、木工体験、干物づくり体験、漁業・釣り体験、カヌー・シーカヤック体験、川下り体験、みかん収穫・稲刈り等農業体験、キャンプ場での宿泊体験、語り部解説付き熊野古道ウォーク、郷土料理調理体験、体験型自然環境学習など

【注意事項】

旅行の内容が、遊園地や動物園、公園等で児童・生徒各自が“自由に行動するだけ”のもの（目的が団体行動のみのもの）など、南部地域の豊かな「自然」「歴史」「文化」を体験する（に触れる）ことを目的とするとは言い難い教育旅行は、補助金の対象外となります。

3. 申請期間

【4月に出発する予定の体験教育旅行】

令和3年4月1日（木）～4月12日（月）17時（必着）

【5月以降に出発する予定の体験教育旅行】

令和3年4月1日（木）～出発日の前月10日17時（必着）

（10日が土曜・日曜・祝日にあたるときは、それらの日の翌日17時）

出発する月	申請期限
4月	4月12日（月）17時
5月	4月12日（月）17時
6月	5月10日（月）17時
7月	6月10日（木）17時
8月	7月12日（月）17時
9月	8月10日（火）17時

出発する月	申請期限
10月	9月10日（金）17時
11月	10月11日（月）17時
12月	11月10日（水）17時
1月	12月10日（金）17時
2月	1月11日（火）17時

※申請期限は出発する日の属する月を基準に決まります。5月31日（月）に出発し、6月2日（水）に帰着する修学旅行の場合、出発する月は5月ですので、申請期限は4月12日（月）17時となります。

4. 補助額

参加した児童・生徒の人数×該当する補助金単価（下表「補助金単価表」をご参照ください。）

【注意事項】

学校の所在地と旅行先、宿泊の有無により補助金単価が異なります。

実際に体験教育旅行に参加した児童・生徒数を対象とし、教員等引率者は除きます。

補助金の支払いについては、事業実施後の精算払となります。また、補助金額は実費額（実際にかかった費用から市町等からの補助金等を除いた額）を上限とします。

【補助金単価表】

学校の所在地	事業区分	体験教育旅行実施場所別の 参加児童・生徒 1人当たりの補助金単価
1 東紀州地域内の学校 (尾鷲市、熊野市、紀北町、 御浜町、紀宝町)	日帰りの 体験教育旅行	東紀州地域 1,000 円
		伊勢志摩・紀勢地域 1,500 円
2 伊勢志摩・紀勢地域内の学校 (伊勢市、鳥羽市、志摩市、 玉城町、度会町、南伊勢町、 大台町、大紀町)	日帰りの 体験教育旅行	東紀州地域 1,500 円
		伊勢志摩・紀勢地域 1,000 円
3 上記を除く県内の学校	日帰りの 体験教育旅行	東紀州地域 2,000 円
		伊勢志摩・紀勢地域 1,500 円
4 全ての県内の学校	南部地域内で 1 泊 以上の宿泊を伴う 体験教育旅行	上記単価に 3,000 円を加算 (※宿泊日数に関わらず加算額は 同額です。)

5. 申請に必要な書類

申請に必要な書類は次のとおりです。

- 南部地域体験教育旅行促進事業費交付申請書（第 1 号様式）
※様式が変更となっていますので、令和 2 年度の様式を使用しないようご注意ください。
- 旅行行程表など旅行計画が分かる書類のコピー
- 旅行業者が申請する場合は、学校から旅行の企画依頼を受けたことが分かる書類
(依頼文、契約書等) のコピー

交付申請書等の様式や交付要領は、三重県ホームページ（「南部地域体験教育旅行補助金」で検索）からダウンロードしてご確認ください。

なお、三重県ホームページからダウンロードできない場合は、次頁提出先(nanbu@pref.mie.lg.jp)までメールにて、件名に「(学校名) 南部地域体験教育旅行補助金申請書希望」と記載の上、ご連絡ください。

6. 申請に係る手続

①、⑤及び⑦の3回手続（書類の提出）が必要です。



※1 交付申請書（第1号様式）、実績報告書（第8号様式）は、可能な限りメールで提出してください。押印は不要です。

※2 実績報告書は、事業（体験教育旅行）終了後原則30日以内に提出してください。

※3 請求書（第10号様式）も押印が不要となりましたので、メールで提出いただけます。

7. 留意事項

- ・交付決定後、転入等により参加児童・生徒数が増となる場合などは、変更交付申請書（第3号様式）を提出する必要があります。
- ・Go to トラベル事業との併給は可能ですが、Go to トラベル事業を除く国の補助金等との併給はできません。また、三重県の他の補助金等との併給もできません。
- ・県内教育旅行促進支援事業（県観光局実施）と重複して申請しないようご注意ください。
- ・新型コロナウィルス感染症対策を徹底のうえ、体験教育旅行を実施してください。
- ・申請内容に事実と異なる記載があった場合や不適正な経理があった場合は、補助金の返還を求めることがあります。このほか、当該事業の詳細は、交付要領をご確認ください。

<申請書の提出先>

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県庁 南部地域活性化推進課 体験教育旅行補助金係

※「(学校名) 体験教育旅行補助金申請書在中」と記載してください。

Email : nanbu@pref.mie.lg.jp

※メールの件名は「(学校名) 体験教育旅行補助金申請書」としてください。

申請書の提出はメール又は郵送のみ（可能な限りメールでの提出にご協力ください）

提出期限：【4月に出発する体験教育旅行】4月12日（月）17時（必着）

【5月以降に出発する体験教育旅行】出発日の前月10日17時（必着）

（10日が土曜・日曜・祝日にあたるときは、それらの日の翌日17時）

<問合せ先>

三重県庁 南部地域活性化推進課 体験教育旅行補助金係

電話 059-224-2192 （受付時間：9時～12時、13時～17時）

Email : nanbu@pref.mie.lg.jp

5 新過疎法施行に伴う過疎地域持続的発展方針 及び計画の策定について

1 要旨

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（令和3年4月1日施行。以下「新過疎法」という。）に基づく「三重県過疎地域持続的発展方針」について、以下の内容で方針（案）を策定しました。

2 新過疎法の概要

（1）指定地域の見直し

「人口要件」及び「財政力要件」の基準の変更により、志摩市の一一部（旧浜島町、旧大王町、旧志摩町、旧磯部町）及び伊賀市の一一部（旧島ヶ原村）が新たに過疎地域に指定されました。一方、津市（旧美杉村）は特定市町村（過疎地域ではなくなるが経過措置（6年間）として支援等が継続される地域）となり、県内の過疎地域は10市町14地域となりました。

【過疎地域】10市町14地域

尾鷲市、鳥羽市、熊野市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町
松阪市（旧飯南町、旧飯高町）、志摩市（旧浜島町、旧大王町、旧志摩町、旧磯部町）
伊賀市（旧島ヶ原村）

【特定市町村】1市1地域

津市（旧美杉村）

（2）目的・理念の見直し

● 旧過疎法（過疎地域自立促進特別措置法）

目的：過疎地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正等に寄与すること（理念は法律上明確ではなかった）

↓

● 新過疎法

理念：過疎地域における公益的機能等の役割や課題、社会経済情勢の変化をふまえ、地域の自立に向けて、持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力のさらなる向上が実現するよう取り組む（前文として明確化）

目的：過疎地域の持続的発展を支援し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正等に寄与すること

(3) 主な内容の見直し

① 支援措置の見直し

- 国税の減価償却の特例および地方税の減収補填措置について、対象業種（情報サービス業等）の追加等。
- 基幹道路の県代行について、県が市町から負担金を徴収できることを明確化。

② 県の責務の明記

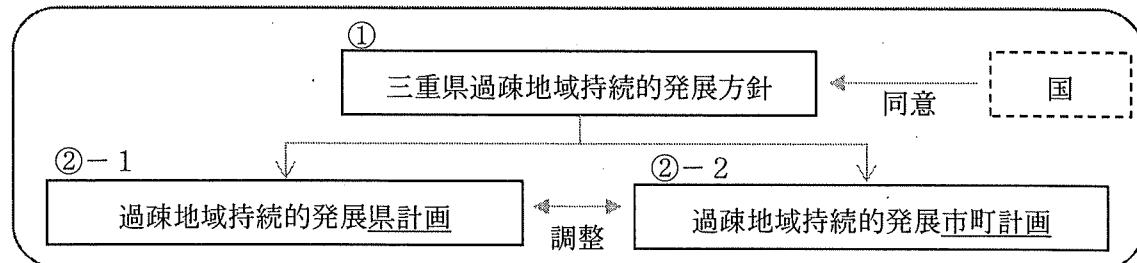
- 過疎地域の市町村の区域を超える広域にわたる施策、市町村相互間の連絡調整並びに人的及び技術的援助その他必要な援助を行うよう努めること。

3 過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展計画（県・市町）との関係

新過疎法第7条に基づき、県は「三重県過疎地域持続的発展方針」（以下「過疎方針」という。）を国の同意を得たうえで策定します。

過疎市町（特定市町村を含む）は、過疎方針に基づき、当該市町の議会の議決を経て「過疎地域持続的発展市町計画」（以下「市町計画」という。）を策定します。市町計画に基づいた事業の実施にあたっては、過疎対策事業債の活用など財政優遇措置が講じられます。

また、県は、過疎方針に基づき、「過疎地域持続的発展県計画」（以下「県計画」という。）を策定します。



4 三重県過疎地域持続的発展方針（案）の概要

(1) 対象期間及び対象地域

- 対象期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間
(※新過疎法は令和13年3月31日までの時限立法)
- 対象地域 過疎地域 10市町 14地域 + 特定市町村（津市（旧美杉村））

(2) 「第1 基本的な事項」について

① 過疎地域の現状分析

過疎地域の人口減少率 (S50→H27: 40.6%) や高齢者比率 (H27: 42.2%)、市町の財政力等について分析しました。また、市町道の改良率・舗装率、污水処理人口普及率、1人当たりの所得金額等において、非過疎地域との格差が残っていることをグラフ等で示しました。

② 過疎地域における課題と新たな潮流

ア 過疎地域を取り巻く厳しい環境の見通しとして、次のとおり課題を整理しました。

- 県内の過疎地域の人口は、昭和 50 年から平成 27 年まで 4 割減少しており、今後もその傾向は加速度的に大きくなっていくことが予想される。高齢者比率の上昇や若年者比率の低下も引き続き進行することが見込まれている。
- これまで、過疎地域では、特色ある產品を生産し、地域経済を支えてきたが、担い手不足、商品価格の低迷、燃料・資材価格の高騰により、その活力が低下している。
- 農地、森林、空き家などが人口減少等によって十分に管理されなくなることで、これらの多面的・公益的機能の低下、災害リスクの上昇、住民の生活環境への悪影響などの問題が懸念されている。
- 過疎地域の市町の道路の整備状況、汚水処理人口普及率などについて、非過疎地域と比べて格差が生じているとともに、発生が予想されている南海トラフ地震において、孤立集落の発生を未然に防止するための道路網の整備、通信・連絡体制の整備なども重要となっている。

イ 一方、今回、新たな項目として、過疎地域の可能性を広げる新たな潮流について、次のとおり整理しました。

- 国全体が人口減少社会を迎え、過疎地域では人口減少が一層加速することが見込まれており、過疎地域、都市部ともに持続可能な地域社会を形成することが特に重要となっている。近年、SDGs の理念が広がっており、その中で示されている持続可能性、多様性、包摂性、様々な関係者の参画、社会・経済・環境の統合性を重視する考え方は、今後の過疎対策の取組の基礎となり得るものと考えられる。また、脱炭素社会の実現に向けた世界的な潮流が加速しており、県でも国に先駆けて脱炭素宣言「ミッションゼロ 2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を表明したところ。
- 社会経済活動のあらゆる分野で、革新的なデジタル技術を活用した「デジタルトランスフォーメーション (DX)」の推進による社会変革が加速しており、過疎地域の条件不利性を改善し、少ない人口で地域経済・社会を存続・発展させていくための手法として積極的に活用していくことが重要。
- 令和 2 年度の県外からの移住者数が過去最多の 514 人となるなど、若い世代を中心に都市部から地方へ移住しようとする潮流が高まるとともに、地域と多様に関わる関係人口に着目した取組も進みつつある。

③ 過疎地域持続的発展の基本の方針

新過疎法においては、条件不利性の克服という過疎対策の基本的な考え方を維持しつつも、過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の向上が実現するよう取り組むことが理念とされています。

また、過疎地域は、食料・水・エネルギーの生産・供給にとどまらず、自然災害の発生の防止、生物の多様性の確保、多様な文化の継承、良好な景観の形成等の多面的・公益的機能を有するとともに、これらが發揮されることで、脱炭素社会の実現に向けても大きな役割を担っています。さらに、自動運転サービスや空の移動革命など DX の推進に向けた先端技術活用の実証の場としての役割も担っています。

これら過疎地域が有する、都市部にはない自然環境、景観、生活文化、ライフスタイル等の価値・役割は、SDGs で示されている持続可能性や多様性等の考え方と親和性が高く、過疎地域の持続的発展は、SDGs 実現のロールモデルにもなり得ます。

のことから、過疎地域の特性を生かした教育の展開や新しい人の流れと地域とのつながりの創出、地域社会の担い手となる人材の育成、しごとづくりの新たな展開などに加え、これまで過疎地域にとって不利とされてきた時間や距離の制約を取り払う DX を積極的に推進するとともに、「誰一人取り残さない」ことを理念とする SDGs の考え方を取り入れることで、過疎地域の持続可能な発展に向けた取組を進めています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、ワーケーションや二地域居住等の新しい働き方や暮らしが注目されるなど、人びとのライフスタイルや価値観等が大きく変化しつつあることをチャンスととらえ、過疎対策に取り組んでいくこととします。

(3) 第2項目以降の各施策別取組方針について

分類や項目名については、新過疎法第7条において「過疎方針に定める事項」として示されているものに沿っており、次のとおりそれぞれ各施策における取組方針をとりまとめています。(波線部は三重県の独自性による項目又は表現)

第2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成 1. 基本的方針 2. 移住・定住の促進 3. 地域間交流の促進 4. 多様な人材の確保・育成 5. <u>若者の県内定着の促進</u>	第7 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進 1. 基本的方針 2. 少子化対策及び子育て環境の確保 3. 高齢者の保健・福祉の向上及び増進 4. 障がい者の保健・福祉の向上及び自立と共生の促進
第3 農林水産業、商工業、情報通信産業その他 の産業の振興及び観光の開発 1. 基本的方針 2. 農林水産業の振興 3. 商工業の振興 4. 企業立地の促進 5. 情報通信産業の振興 6. 中小企業の育成及び起業の促進 7. 観光振興 8. 雇用機会の拡充	第8 医療の確保 1. 基本的方針 2. 医療分野の人材確保 3. へき地医療対策
第4 <u>デジタル社会の推進</u> 1. 基本的方針 2. <u>社会全体のDXの推進</u> 3. <u>デジタル社会のインフラの整備</u>	第9 教育の振興 1. 基本的方針 2. 学校教育の充実 3. 公立小中学校の統合整備等教育施設の整備 4. 体育施設、社会教育施設等の整備と活用 5. 郷土教育等の推進
第5 交通施設の整備及び住民の日常的な移動 のための交通手段の確保 1. 基本的方針 2. 高規格幹線道路及び直轄国道の整備 3. 県管理道路及び市町道の整備 4. 農道、林道、漁港関連道の整備 5. 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保	第10 集落の整備 1. 基本的方針 2. 集落の再編整備 3. 集落の維持・活性化の取組 4. 消防力の強化 5. 防災力の強化 6. 防災文化の醸成、地域防災ネットワークの活性化
第6 生活環境の整備 1. 基本的方針 2. 住宅及び水の確保 3. 生活排水及び廃棄物の処理	第11 地域文化の振興等 1. 基本的方針 2. 多様な文化的所産の保存及び活用 3. 地域文化の振興
	第12 再生可能エネルギーの利用の推進 1. 基本的方針 2. 再生可能エネルギーの利用の推進
	第13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項 1. <u>脱炭素化及び自然環境の保全と再生</u> 2. <u>スポーツの推進</u> 3. 県と市町の地域づくりの連携・協働

※卷末に、各施策別取組方針とSDGsの17のゴールとの関係を示す表を添付

5 今後の対応方針

過疎方針については、市町及び有識者からの意見もふまえたうえで、7月上旬から国との協議を開始し、8月下旬には同意を得て策定する予定です（市町計画は原則9月議会での議決を予定しています）。また、県計画については、10月の常任委員会において案をお示しさせていただく予定です。

\mathcal{P}_1

}

6 審議会等の審議状況について（報告） (令和3年2月17日～令和3年6月1日)

1 審議会等の名称	三重県固定資産評価審議会
2 開催年月日	令和3年2月26日
3 委員	会長 駒田 真人 委員 森 祐子 他6名
4 質問事項	令和3年度の固定資産（土地）に係る提示平均価額について
5 調査審議結果	原案について承認を得る
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県スポーツ推進審議会
2 開催年月日	令和3年3月16日
3 委員	会長 鶴原 清志 副会長 馬瀬 隆彦 他11名
4 質問事項	「第2次三重県スポーツ推進計画」の進捗状況について
5 調査審議結果	下記事項について審議が行われ、意見を得た。 ・「第2次三重県スポーツ推進計画」の進捗状況について
6 備考	